

健康局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約分)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	食品表示関係法規集追録 外1点 買入	51:図書	中央法規出版株式会社	31,977	R5.11.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
2	食品表示関係法規集追録 外1点 買入	51:図書	中央法規出版株式会社	91,707	R5.11.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
3	ビル衛生管理関係実務便覧 追録 外1点 買入	51:図書	第一法規株式会社	19,289	R5.11.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
4	令和5年度 全国食品衛生監視員研修会研 究発表等抄録 買入	51:図書	全国食品衛生監視員協議 会	31,000	R5.11.7	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
5	精神保健福祉関係例規集追録(280-281 号) 買入	51:図書	東京法令出版株式会社	12,100	R5.11.17	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
6	大阪市保健所床置型空調機修繕	23:家庭用 電気機器	日本ピーマック株式会社	506,000	R5.11.28	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市保健所床置型空調機修繕

2 契約の相手方

日本ピーマック株式会社

3 随意契約理由

本案件は大阪市保健所における床置型空調機の修繕を行うものである。現在設置している床置型空調機は、上記業者が設置し保守点検を行っているため、本案件は上記業者以外では技術面の対応が不可能であり、上記業者以外が実施した場合、不具合が生じた際の責任の所在が不明になり、著しい支障がでる恐れがあることから、本契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所管理課（電話番号：06-6647-0696）